

行方市告示第 74 号

令和 7 年度行方市耕作放棄地再生支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 11 日

行方市長 鈴木 周 也

令和 7 年度行方市耕作放棄地再生支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地域農業の発展と地域の景観等を維持するとともに、新規就農者や地域の担い手の利用農地の確保のため、市内の耕作放棄地の再生作業を実施する農業者等に対し、予算の範囲内において、行方市耕作放棄地再生支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象農地)

第 2 条 補助の対象となる農地(以下「対象農地」という。)は、行方市農業委員会(以下「農業委員会」という。)が実施する農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 30 第 1 項に規定する農地の利用の状況についての調査(以下「利用状況調査」という。)において、遊休農地と判断された農地(トラクター等のみですぐ耕起できない状態だが、重機と併用なら可能である農地)又は農業委員会が現地調査を行い、遊休農地と認めた農地とする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する農業者であること。
- (2) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号。以下「改正法」という。)第 2 条の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 18 条第 7 項の規定により茨城県知事が公告した農用地利用配分計画(改正法の施行後に改正法附則第 9 条第 1 項の規定によりなお従前の例により認可され、及び公告された農用地利用配分計画を含む。)又は農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 7 項の規定により茨城県知事が公告した農用地利用集積等促進計画の定めるところにより、賃借権又は使用賃借権を設定したもの。ただし、親族から所有権の移転又は賃借権若しくは使用賃借権の設定を受ける場合は除く。

- (3) 市税を滞納していない者であること。
- (4) 同一年度において当該補助金を受領していないこと。

(補助対象経費及び補助金額)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、農地基本台帳に記載されている面積又は再生作業をした面積のいずれか少ない面積に交付単価を乗じて算出するものとする。この場合において、面積については各筆を合算したもので、1a未満は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、対象農地1か所につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、行方市耕作放棄地再生支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、行方市耕作放棄地再生支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに行方市耕作放棄地再生支援事業補助金実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第8条 市長は、前条の報告書の提出があった場合は、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、行方市耕作放棄地再生支援事業補助金額確定通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(請求)

第9条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、速やかに行方市耕作放棄地再生支援事業補助金請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求があった場合は、速やかに交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の額に相当する額を返還させることができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 補助事業が完了した農地が災害等により農地として利用できなくなった場合
- (2) 補助事業が完了した農地が公共の用に供するために買収された場合
- (3) 補助対象者が病気、事故等のやむを得ない事情により、作付けを行うことができない場合
- (4) その他市長が認める場合

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表(第4条関係)

補助対象経費	補助金額及び限度額
対象農地の再生作業及び土壌改良に要する経費	10a 当たり 100,000 円 上限額 500,000 円

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

行方市長 宛て

申請者 住所

氏名

行方市耕作放棄地再生支援事業補助金交付申請書

令和7年度において下記のとおり実施したいので、令和7年度行方市耕作放棄地再生支援事業補助金交付要綱第5条に基づき、補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

行方市耕作放棄地再生支援事業実施計画書(別紙)

3 同意事項

交付申請の審査に当たり、申請者の市税等の納付状況について市が調査することに同意します。

別紙

行方市耕作放棄地再生支援事業実施計画書

1 事業目的

2 事業計画

(1) 交付対象農地

土地の所在	地目	面積(a)	耕作者	作付 予定作物	備考
計					

(2) 交付申請額

補助金額	備考
円	

3 事業実施予定年月日 令和 年 月 日

※添付書類：対象農地の位置図，集積・配分別の方式(農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画の写し)又は一括方式(農用地利用集積計画の写し)，現況写真，その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

行方市長

行方市耕作放棄地再生支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった行方市耕作放棄地再生支援事業補助金について、下記
のとおり交付することに決定したので通知します。

記

交付決定額 円

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

行方市長 宛て

申請者 住所

氏名

行方市耕作放棄地再生支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった行方市耕作放棄地再生支援事業補助金について、下記のとおり事業を実施したので、令和7年度行方市耕作放棄地再生支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき報告します。

記

1 事業の実施場所及び内容

土地の所在	地目	面積(a)	耕作者
計			

2 事業完了年月日 年 月 日

※添付書類：補助事業完了後の対象農地の状況を確認できる写真

様式第4号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

行方市長

行方市耕作放棄地再生支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで提出のあった実績報告について、その内容を審査した結果、適
当と認め下記のとおり補助金の額を確定したので、行方市耕作放棄地再生支援事業補助金
交付要綱第8条に基づき通知します。

記

補助金確定額 円

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

行方市長 宛て

申請者 住所

氏名

印

行方市耕作放棄地再生支援事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった行方市耕作放棄地再生支援事業補助金について、令和7年度行方市耕作放棄地再生支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求いたします。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 農協	支店 出張所 支所
預金種目	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		